

一九九二年の第二〇七五号・一九九三年の第二二二五号公式陳謝等請求事件

原告ら第四準備書面

原告
被告 国
ほか七六名

一九九五年五月一八日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 小野 誠之
弁護士 堀 和幸

弁護士 山本 晴太
弁護士 松本 康之
弁護士 金 京 富
弁護士 池上 哲 朋
弁護士 武田 信 裕
同復代理人弁護士 中田 政 義

京都地方裁判所第一民事部 御 中

安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求に関する被告第八準備書面の反論に対して、原告は以下のとおり再反論及び主張を行う。

一 安全配慮義務違反の主張・立証責任について

1 被告は、安全配慮義務違反の主張・立証責任は、義務違反を主張する原告側にあるとし、原告側が安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求するには、原告側において被告がいかなる種類、内容の安全配慮義務を負担していたかを具体的事実関係を主張することによって特定すべきである旨主張している。

2 しかしながら、まず、被告が引用する最高裁判昭和五六年二月一六日判決は、安全配慮義務違反の主張・立証責任が義務違反を主張する側（被害者側）にある旨判示するのみで、安全配慮義務違反の事実として一般的にいかなる範囲の事実について主張・立証することを要するのかの点までを明らかにしたものである（吉井直昭・最高裁判例解説民事篇昭和五六年度五九頁以下）。

3 学説上は、安全配慮義務違反の主張・立証責任は被害者側にあるとしつつも、注意義務の内容の特定やその存在の証明に困難が伴うことが多いことから、何らかの方法で被害者側の負担の軽減をはかろうとする見解が有力である（竹下守夫・民商八六巻四号六三五頁以下、淡路剛久・判夕五二二号一一頁以下、野村豊弘・ジュリスト七五八号一四六頁以下、奥田昌道・奥田債権総論上一六七頁他。なお後藤勇・「安全配慮義務と証明責任」現代民事裁判の課題⑧八七二頁以下参照）。

また、むしろ債務者側に実質的な主張・立証責任を負わせるべきとの見解もある（小林秀之・判例評論二七三号三六頁以下他）。

いずれにしても、これらの見解は安全配慮義務違反の主張・立証責任をあまり厳格に解すべきでないとの点で一致している。

4 被告は更に、安全配慮義務違反の内容として予見可能性と結果回避可能性を要求すべきとし、その主張・立証責任をも原告側が負担する旨主張するよ

うであるが、前記最高裁判決もそこまで要求するものではないし、被告が右主張の根拠として引用する最高裁判決昭和五九年四月一〇日判決や最高裁判昭和六一年一二月一九日判決は、結論的には全て安全配慮義務違反の存在を認めためたものであり、予見可能性や結果回避可能性についての主張・立証責任について正面から判断したものではないから、被告の主張の根拠とはなり得ない。

一方、前記被害者側の主張・立証責任の負担軽減をはかろうとする見解の中には、予見可能性や結果回避可能性の問題は漏責事由の問題として債務者側にその立証責任を負わせるべきとの見解も有力に主張されている（竹下・前掲書）。

更に、被告の主張のベースとなっている後藤勇氏の見解（後藤・前掲書）も、右予見可能性や結果回避可能性について被害者側に主張・立証責任を負わせたとしても、「使用者の義務を極めて高度にすることに等により、比較

的容易に認め得るので、その証明はそれほど困難とはいえない」と述べており、これとても安全配慮義務違反の主張・立証責任を厳格に解する立場をとっていないことは明らかである。

5 以上より、仮に安全配慮義務違反の主張・立証責任が原告側にあるとしても、その内容として主張すべき事実の範囲や主張・立証の程度については、これを厳格に解すべきではない。

本件訴訟は、原告らが、浮島丸事件について何ら真相解明のための調査もせず、長年の間無補償のまま原告らを放置してきた被告の責任を問うている事件である。

浮島丸事件は、被告が認めるだけでも死者五〇〇名以上という大惨事だったのであり、事件後当然に、被告の責任において真相解明のための詳しい調査がなされるべきであった。

浮島丸事件から約五〇年が経過した今日において、浮島丸事件の真相解明

に困難を伴うとすれば、それはとりもなおさず、戦争犯罪の歴史を隠蔽するため何らの調査を行おうとしてこなかった被告自身の責任であると言わなければならぬ。

その被告が、原告らに対して峻格な主張・立証を求めることは、著しく信義に反しそもそも許されないと言うべきである。

二 本件における安全配慮義務違反について

1 一で述べたところからすれば、本件における安全配慮義務違反の主張については従前からの原告らの主張（法的主張はもとより、本件の経過等の事実関係の主張をも含む）によって十分特定されていると言うべきである（訴状請求原因第二、四など参照。なお、前記のとおり原告らの主張の特定に欠けるところはないが、右第二、四、3にいう「被告の過失」の内容については更に主張を行う予定である）。

2 ところで、被告は浮島丸爆沈の原因が機雷との接触であると主張し、「機雷を発見し、これを回避することは、機雷という兵器の性質上不可能であったから」「被告には右事故の発生を予見し、その結果を回避する可能性はなかった」と主張している。

3 しかし、仮に浮島丸爆沈の原因が被告主張のとおり機雷との接触であったとしても、当時の舞鶴湾内には米軍によって敷設された無数の機雷が掃海されないまま残っていたことは、浮島丸の航行者において当然に知りまたは知り得べきであり、従って無防備に舞鶴湾に入港すれば機雷との接触という事態があり得ることは当然に予見できたはずである。そして、そうであるならば舞鶴湾に入港しないこと等によって本件結果を容易に回避できたのであるから、被告の主張に全く理由がないことは明らかである。

三 帰責事由について

1 帰責事由に關しては、その内容に何を含めるかについて前記のとおり争いがあるも、その主張・立証責任については、帰責事由の不存在を債務者側において主張・立証しなければならぬとするのが通説判例である。

2 この点被告は、浮島丸は連合国による航海禁止命令によって舞鶴湾に入港したのであり、浮島丸の航行者としてはほかに採るべき方途がなかったから、浮島丸爆沈は不可抗力であった旨主張している。

3 しかしながら、まず第一に、浮島丸の舞鶴湾入港の真相には原告ら第二準備書面で述べたとおり、極めて大きな疑問が存し、浮島丸の目的地は朝鮮半島ではなく、当初から舞鶴であったと考えられるのである。従って、前記主張・立証責任の關係からしても、右疑問（浮島丸の航行目的、航海禁止命令が浮島丸に伝達された時間等）を被告において解明しない限り被告は免責されないと言ふべきである。

また、仮に、浮島丸の当初の航海の目的地が朝鮮半島であり、たまたま舞

鶴湾の近辺で航海禁止命令に接したため舞鶴湾に入港したのだとしても、前記のとおり舞鶴湾には無数の機雷が敷設されており入港には極めて高度の危険を伴うことは明らかだったのであるから、航海禁止命令があったとの一罪をもって直ちに浮島丸が舞鶴湾に入港したことが不可避であったとか、浮島丸が爆沈したことが不可抗力であったなどは到底言えず、被告の主張は失当である。